

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和2年7月20日付けで行った文書「 駐車場（ ）に置かれた違法コンテナについて都市計画課が現場確認した時（2020年3月23日）の日報及び報告書等一切」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和2年8月3日付け2瀬都計第470号で行った公文書一部開示決定の処分については、全て開示すべきである。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和2年7月20日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和2年8月3日付け2瀬都計第470号で行った公文書一部開示決定の処分について、その処分を取り消し、不開示部分の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 開示された文書（以下「開示文書」という。）中「2 案件 地内コンテナ設置状況の確認」と記載されていることから、「5 内容」はコンテナ設置状況について書かれているはずであり、その内容に法人等の権利利益を害するおそれがあるものが含まれているとは考えられない。

イ 以前は、写真を含め違法コンテナについてかなりの部分が公開されていた。

ウ 令和2年7月20日以降は、違法コンテナの指導状況について「指導しています。」との一点張りであり、開示請求においても内容は全て不開示であることから、市民の知る権利が侵害されている。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 開示文書中「5 内容」には、処分庁が実施した事業者に対する指導内容及び事業者の処分庁に対する返答が記載されている。

(2) 返答の内容は、法人の施設計画・方針等の事業活動に関する情報であり、公となることにより法人の活動利益を害するおそれがある（条例第7条第3号に該当）ため不開示とした。また、事業者に対する指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条第6号に該当）ため不開示とした。

(3) 上記の理由で不開示とした部分を除き開示している。

4 審査請求に係る経過

令和2年7月20日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和2年8月3日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
令和2年10月22日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和2年11月2日 審査請求人から審査庁へ審査請求書の補正を提出
令和2年11月9日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和2年11月18日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和2年11月26日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和2年12月7日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和2年12月21日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和3年1月13日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和3年3月4日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

開示請求に至るまでの経緯として、事業者が大型駐車場を建設し、当該駐車場の建設後、大型のコンテナを設置し、また調整池の埋め立てをする等およそ誠意のある会社とは思われない問題があり、これらの問題に対する処分庁の指導等の状況を確認したかったことが挙げられる。

先述の問題については、県等が所管している事柄にも及んでいることから、県等に対して問い合わせ等しており、その後、県等の指導等の状況について開示請求をしている。当該開示請求に対して開示された文書は、例えば事業者が行政指導を受けている状況や事業者に対する指導内容についても開示されている状況であった。一方、本件に係る開示文書では、県等が開示していた指導内容について、事業者の権利利益の侵害や今後の指導にかかわるとの理由で不開示とされた。

条例第1条では、目的として「情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と規定されているが、処分庁が行った公文書一部開示決定の処分は条例第1条に規定する目的が果たされておらず、知る権利が不当に侵害されている。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

建築物を新築する等にあたっては関係する法令等を遵守しなければならないが、処分庁は、法令違反の疑義のある建築物について指導を行っているところである。本件に係る事案についても指導を行っているところであり、開示文書における不開示部分については、当該指導の内容等が記載されているものである。

指導の内容を開示するという事は、違反行為を公にすることと同じであり、その必要がある場合は、例えば都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条、建築

基準法（昭和25年法律第201号）第9条等の規定により、是正措置を命ずる中で公表していくべきと考える。本件に係る事案は現時点で指導途中であり、是正に依っている事業者の違反行為の内容を開示することは控えるべきと判断した。

(3) そこで、本審査会は、開示文書について処分庁が不開示とした点を中心として、調査し、審査を行った。

ア 処分庁は不開示の根拠について、条例第7条第3号及び第6号に該当すると主張していることから、その該当性について確認を行った。

イ まず、条例第7条第3号については、法律に違反しているかが外見からは分からない事案について、開示することによって法律に違反しているかが分かることになり、仮に開示請求のあった事業者に何らかの違反があった場合、法律に違反していることが開示されると事業がやりにくくなることから、法人の権利利益を害するおそれがあるものであるとの回答であった。また、不開示とした部分のうち、処分庁に対する事業者からの返答については、将来の計画や是正対応の内容に当たるため非開示としたと説明している。

この件について、法律に違反していることを開示することによって事業がやりにくくなるという処分庁の主張は抽象的であり、具体的にどのように法人の権利利益を害するおそれがあるのか不明である。また、将来の計画についても、本条文の趣旨は、事業者が事業をどのように展開していくかについて、営業活動上の秘密に関する情報や信用力に関する情報など、保護に値すべき情報を不開示とするものであり、違反行為の是正対応を将来の計画と解釈するには無理がある。以上のことから、条例第7条第3号に該当するものとは言えない。

ウ 次に、条例第7条第6号については、指導内容について開示することにより、以後に同様の指導をする際に調査に応じてもらえなくなる可能性が高く、今後の指導事務において正確な情報を把握することができなくなることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるとの回答であった。

なお、指導のための調査は任意で行っており、相手方の了解を得ながら進めているとのことだが、立入権限の有無について確認すると、例えば都市計画法第82条第1項、建築基準法第12条第7項等の規定により検査等が可能であることが分かった。

開示することにより調査に応じてもらえなくなる可能性は否定できないが、これはあくまで事実上の問題に過ぎず、立入権限を行使し、強制的に調査することも可能であることからすると、円滑な行政執行を妨げ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第6号に該当するものとは言えない。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。